

# 大谷石利用促進補助金の申請について

平成27年4月  
宇都宮市産業政策課

宇都宮市では、市内で住宅や店舗などの新築、増築、改築などを行った際、内外装の材料として大谷石を利用した皆さんに、その工事費の一部を補助いたします。

お部屋のアクセントとして、また、建物の外観など、大谷石の特徴を生かした空間づくりなどに、ぜひご利用ください。

## 1 補助対象となる建物、補助要件及び補助金額

建物種類	補助要件	補助金額
戸建住宅 (注文、分譲問わず)	内外装の材料として大谷石を5㎡以上使用する場合	内外装材として大谷石を利用した際に要する経費(1㎡当たり工事単価は38,000円以下)の30%(10万円を上限とする)
事務所、店舗、店舗併用住宅	内外装の材料として大谷石を10㎡以上使用する場合	内外装材として大谷石を利用した際に要する経費(1㎡当たり工事単価は38,000円以下)の30%(30万円を上限とする)

※宇都宮市大谷町周辺から産出された、天然の大谷石を対象とします。(再利用品や大谷石を原料としたコンクリートなど人造建材は対象外となります。)

※内外装とは、建物の内壁、外壁、床材、テラス、ポーチをいいます。

※補助対象経費とは、居宅又は店舗等の内外装材として大谷石を利用する際に要する大谷石貼工事費、運搬費、諸経費等をいいます。

※風俗業及び遊戯業の用に供している建物は対象外となります。

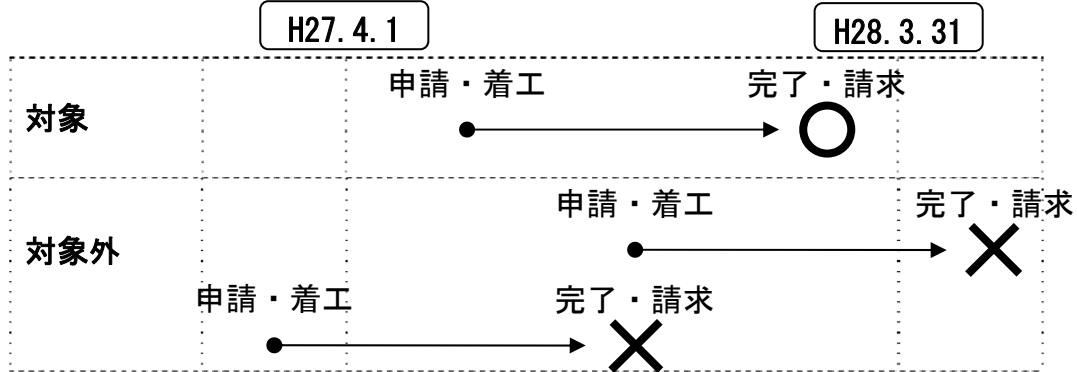
## 2 申請対象者

- ①補助対象となる建物を所有するまたはしようとしている個人及び法人
- ②市税(市県民税、固定資産税、軽自動車税など)を滞納していないこと

※当該工事において、別途、国、県の補助金等の交付を受ける方は対象外となります。

### 3 補助対象期間

平成27年4月1日以降に申請・着工し、平成28年3月31日までに完了・請求するもの



※上記期間中、随時受付しておりますが、予算がなくなり次第終了となります。

### 4 申請フロー

**交付申請** 工事を行う前に、申請に係る下記の書類をご提出ください。

- ①補助金交付申請書（様式第1号）
- ②大谷石の使用面積及び工事費が確認できる見積書等の写し並びに工事図面
- ③賃貸物件の場合は、賃貸借契約書の写し及び貸主の施工同意書の写し
- ④法人の場合は、その法人の登記事項証明書
- ⑤建物の所在がわかる地図

**交付決定** 申請受付後、「交付決定通知書」にて通知します。



**工事** 交付決定後、工事を行ってください。

↓○変更があった場合は、変更届をご提出ください。

**補助金請求** 工事費用の支払い後、請求に係る下記の書類をご提出ください。

- ①補助金交付請求書（様式第4号）
- ②交付決定通知書の写し
- ③大谷石の使用面積及び工事費が確認できる領収書の写し
- ④大谷石を使用した場所の完成写真

**現地確認**

↓○現地確認をさせていただきますので、立会いをお願いいたします。

**補助金支払い** 指定口座に、確定した補助金を支払います。

## 5 申請先

宇都宮市経済部産業政策課

大谷地域振興グループ（市役所本庁舎7階）

電話：028-632-2427

## 6 よくあるご質問

Q 大谷石を利用したい場合、どちらへ問い合わせをすればいいですか？

A 以下の協同組合にて石材業者をご紹介いたします。

大谷石材協同組合 : 028-652-0924

大谷石内外装材協同組合 : 028-652-7001

Q 個人で大谷石を購入して建物の内外装材にする場合も対象になりますか？

A はい。その場合も、別紙に定める書類をご用意ください。

Q 塀も補助対象になりますか？

A いいえ。建物の内外装など、建物に付属している部分のみで、塀や敷石、別棟の車庫や倉庫への利用は補助対象外となります。

Q 市外在住者が宇都宮市内に建物を建てる場合、補助を受けられますか？

A ご自分で利用する建物を建てる場合は、補助を受けられます。

Q 補助対象額は、消費税込みの額ですか？

A はい。その通りです。

本補助金を交付された方は、宇都宮市が行う大谷石のPRにご協力いただくことがあります。

(参考)

## 補助対象となる大谷石の使用箇所について



ご不明な点がございましたら、以下までご連絡ください。

### 問合せ先

宇都宮市経済部産業政策課

大谷地域振興グループ

TEL : 028-632-2427

FAX : 028-632-2447

Mail: [u2305@city.utsunomiya.tochigi.jp](mailto:u2305@city.utsunomiya.tochigi.jp)